

録画機能付きCATVチューナーを利用した放送サービスに関する利用規約

浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、録画機能付きCATVチューナー(以下「らくらく録画」)を利用した放送サービス(以下「本サービス」といいます。)をこの利用規約(以下「本利用規約」といいます。)に基づき提供します。

(契約の成立)

第1条 当社と加入者との間の本サービスの提供に関する契約は、あらかじめ加入者が本利用規約を了承して申込みをし、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

(申込み内容の変更)

第2条 加入者は、前条の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

(本サービス利用開始日)

第3条 本サービスの利用開始日は、らくらく録画が加入者宅に設置された日とします。

2 本サービス利用料は設置月翌月分から発生します。

(解約)

第4条 加入者は、本サービスの解約を希望する場合には、解約を希望する日の10日以前に当社に届け出るものとし、当社が受理した希望日を解約日とします。

2 加入者は、本サービスの解約の際、らくらく録画本体、電源コード一式を速やかに当社に返却するものとします。この場合、加入者はらくらく録画その他関連設備の撤去または交換に係る費用を負担するものとします。

3 加入者は、本サービス利用料を解約の当月分まで支払うものとします。

(最低利用期間)

第5条 本サービスには、6ヶ月の最低利用期間があります。

(最低利用期間内の解除料)

第6条 加入者は、最低利用期間内に本サービスの解約をする場合には、当該最低利用期間の未経過分に対する本サービス利用料の合計額を、当社が指定する方法により支払うものとします。

(機器の利用、保管等)

第7条 加入者は、本利用規約の各条項および当社の指示に従ってらくらく録画を善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。

2 加入者は、らくらく録画に故障、不具合等が生じた場合には、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

3 加入者の故意または過失により生じた損害に対して、当社は一切責任を負わないものとします。

4 加入者の責に帰すべき理由により、らくらく録画に故障、滅失、毀損等が生じた場合には、当社は加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

(録画データおよび個人情報の消去)

第8条 加入者は、本サービスの解約によるらくらく録画の返却ならびに故障等によるらくらく録画の交換の際には、あらかじめ録画された番組データおよび個人情報を消去しておくものとします。未消去の状態での返却された場合には、当社は加入者に通知なく消去できるものとし、加入者はこれを了承するものとします。

(免責事項)

第9条 加入者によるらくらく録画の利用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

2 らくらく録画の故障、不具合、誤操作、その他理由により正常に録画ができなかった場合、ならびに録画された番組データが損失した場合の損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、らくらく録画を修理した場合(ハードディスク以外の修理を行った場合も含む。)においても同様とします。

(本利用規約の変更)

第10条 当社は、本利用規約を予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件

は、変更後の利用規約によるものとします。

(協議)

第11条 本利用規約に定めなき事項に関しては、放送サービスの契約約款を適用するものとし、疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議のうえ解決するものとします。